

長野県立大学学生表彰実施細則

平成31年3月12日 細則第411-2号

(趣旨)

第1条 この細則は、長野県立大学表彰規程(平成30年規程第411号)第7条の規定に基づき、学生の表彰の実施に関し必要な事項を定める。

(成績優秀者の表彰基準)

第2条 成績優秀者の表彰は、規程第3条第4号の規定に基づき表彰を行うこととし、その基準は、当該年度に履修した全授業科目のG P A (Grade Point Average) が、原則として3.30以上の者とする。

(成績優秀者の表彰方法)

第3条 学長は、前条の規定に基づき学部長が選考した者のうち、学科・学年ごとに次の人数の範囲内で表彰状を授与する。

- (1) グローバルマネジメント学科 2名以内
- (2) 食健康学科 1名以内
- (3) こども学科 1名以内

2 前項の規定に該当しない学生に対する表彰状の授与については学部長が行う。

附 則

この細則は、平成31年3月12日から施行する。